

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 洛北わらべ会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 洛北わらべ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。（職員と兼務している理事は除く。）
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員に対しては、評議員会への出席等に係る職務執行の対価として報酬を支給する。

2 役員に対しては評議員会、理事会への出席等に係る職務執行の対価として報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等の報酬の額は、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のため業務にあたった年度を単位に支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等に支払う費用は、別表第2のとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議等への出

席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事会が別に定める。

附 則

1. この規程は平成29年6月26日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 令和7年6月25日改定。

別表1 役員の報酬の額(第4条関係)

役職名	報酬の額
非常勤役員	年度報酬 1人一律 22,274円(内源泉 2,274円)
評 議 員	年度報酬 1人一律 11,137円(内源泉 1,137円)
監 事	年度報酬 1人一律 22,274円(内源泉 2,274円)
非常勤役員, 監事, 評議員	法人業務のための出勤 11,137円/日(内源泉 1,137円)

別表2 費用(第6条関係)

事 項	費用弁償額
出 張	職員旅費規程による
その他の職務執行必要経費 (研修会参加費、資料代等)	職務執行に必要な額